

# 福岡県公報

平成二十二年四月二十七日  
第二千九百六十号  
増刊 ①

## 目次

告 示(第七百六十一号・第七百七十二号)

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正  
(環境保全課)……………一

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正  
(環境保全課)……………一

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号  
に規定する区域の指定の一部改正  
(環境保全課)……………一

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正  
(環境保全課)……………一

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正  
(環境保全課)……………一

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正  
(環境保全課)……………一

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正  
(環境保全課)……………一

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号  
に規定する区域の指定の一部改正  
(環境保全課)……………一

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正  
(環境保全課)……………一

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正  
(環境保全課)……………一

## 告 示

改正 (環境保全課)……………三  
振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正 (環境保全課)……………三

福岡県告示第七百六十一号  
騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十二号)の一部を次のように改正する。  
平成二十一年四月二十七日  
福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、春日市に係る部分を次の図面のように改める。  
(「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び春日市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第七百六十二号  
騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十三号)の一部を次のように改正する。  
平成二十一年四月二十七日  
福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、春日市に係る部分を次の図面のように改める。  
(「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び春日市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第七百六十三号  
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十四号)の一部を次のように改正する。  
平成二十一年四月二十七日  
福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、春日市に係る部分を次の図面のように改める。  
福岡県知事 麻生 渡

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
〔作成〕〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)  
株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び春日市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第七百六十四号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、春日市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び春日市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第七百六十五号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、春日市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び春日市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第七百六十六号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、春日市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び春日市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第七百六十七号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、大野城市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第七百六十八号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、大野城市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第七百六十九号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、大野城市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第七百七十号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、大野城市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第七百七十一号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、大野城市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第七百七十二号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、大野城市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）